

契 約 書

京都府公立大学法人（以下「甲」という。）と（決定後記入）（以下「乙」という。）との間で、次のとおり、京都府公立大学法人教職員、採用予定者及び学生の健康診断の実施に関する契約を締結する。

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）健康診断の名称及び予定数量

	名 称	予定数量（人）	備 考
1	教職員定期健康診断	3, 9 2 2	
2	情報機器作業従事教職員健康診断 （一般定期健康診断時検診）	1 8	
3	自動車等運転業務従事教職員健康診断	3	定健と同時受診
4	肺がん検診	5 5	問診
		5 5	かくたん検査
5	胃がん検診	6 9	
6	大腸がん等検診	1 0	大腸がん等検診のみ受診
		8 9	定健と同時受診
7	有機溶剤業務等従事教職員健康診断	下記のとおり	
	① 有機溶剤業務従事教職員健康診断 問診	1 5 6	
	（必要に応じて行う検査） 血液検査①（赤血球、血色素量、GOT、GPT、 γ-GTP）	7 7	
	眼底検査（片眼）	7 7	
	尿中馬尿酸	7 7	
	尿中メチル馬尿酸	7 7	
	尿中マンデル酸	-	
	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物	-	
	尿中N-メチルホルムアミド	7 7	
	尿中2,5-ヘキサンジオン	7 7	
	②特定化学物質等業務従事職員健康診断 問診	3 0	
	（必要に応じて行う検査） 血圧検査	3 0	
	尿の検査（糖・蛋白・ウロビリ・潜血）	3 0	
	握力の測定	3 0	
	肺活量の測定	3 0	
	胸部直接撮影	3 0	
	尿沈査検鏡	3 0	
	血液検査②（赤血球、白血球数）	3 0	
	血液検査③（GOT、GPT、γ-GTP）	3 0	
	血液検査④（総ビリルビン、ALP）	3 0	
	③鉛業務従事職員健康診断 問診	-	
	尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査	-	
	血液中の鉛の量の検査	-	

	名 称	予定数量 (人)	備 考
	有機溶剤業務等従事職員健康診断	下記のとおり	
	④粉じん作業従事職員健康診断 問診	-	
	胸部エックス線直接撮影	-	
	⑤歯又はその支持組織に有害な業務従事教 職員健康診断	1 9	
8	電離放射線健康診断	5 5	
9	採用前健康診断	1 5 5	
10	新規採用予定教職員感染症血液検査	1 5 0	
11	府立医大学生定期健康診断	1, 2 9 6	
12	府立医大学生視力検査	2 0 0	対象学年のみ 学生健診と同時実施
13	府立医大学生 B 型肝炎陽転検査	2 0 0	対象学年のみ 学生健診と同時実施

※定健：定期健康診断を示す

(2) 単 価 別表に掲げる単価に当該単価の 100 分の 10 に相当する額 (消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出した消費税及び地方消費税の額) を加算した単価とする。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 総務室長が別に指定する場所

(5) 契約保証金 免除

(6) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 2.5 パーセント

(業務の実施)

第 2 条 乙は、甲に検診日を通知し、京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務仕様書に定める健康診断を実施するものとする。

(状況の調査等)

第 3 条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも検診又は入力業務の実施状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(業務の内容の変更)

第 4 条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、単価又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(結果の報告及び確認)

第 5 条 乙は、検診の個人結果をその都度甲に報告し、また、早急に医学的措置が必要と認められる者が発見されたときは、速やかに甲に文書で報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、検診又は入力業務を完了したときは、速やかに、甲に対し、別紙様式に定める結果の報告をしなければならない。

3 乙は、検診を完了したときは、甲の定める方法により、検診結果を甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の検診結果報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に業務の完了の確認を行わなければならない。

5 乙は、前項の確認の結果不相当となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再確認を受けなければならない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の補正の完了及び再確認の場合に準用する。

(費用の支払)

第 6 条 乙は、前条第 2 項の報告をしたときは、甲に対して書面をもって、費用の支払を請求するものとする。

2 前項の請求において、請求金額は、別表に掲げる各単価に受診者数及び実施回数を乗じて得た額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

3 甲は、前項の請求書を受領した日から 30 日 (以下「約定期間」という。) 以内に費用を支払わなければならない。

- 4 甲は、約定期間内に費用を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第6号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第7条 甲が第5条第4項の確認期間内に確認を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第4項及び第5項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の契約単価に未受検者数を乗じて得た金額に対し第1条第6号の利率を乗じて計算した金額を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。
- （談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(1) 第 9 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 9 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 12 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第 13 条 乙は、第 10 条各号のいずれかに該当するときは、検診の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 14 条 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第 15 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第 16 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 17 条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第 18 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人データの保護）

第 18 条の 2 乙は、委託業務における個人データの取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人データの取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。

- (2) 個人データの取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人データを、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人データを取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人データの安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人データが記録された資料等を運搬するときは、個人データの漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人データの保護のために必要な事項を周知するとともに、個人データの適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人データの取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人データの取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人データの取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 京都府公立大学法人
理 事 長 金 田 章 裕

乙 住 所
氏 名